

マイナンバーカードと運転免許証の一体化

2025年3月24日

在ポーランド日本国大使館

1 海外で運転等する場合におけるマイナ免許証の扱い

2025年3月24日から、運転免許証情報をマイナンバーカードに記録した免許情報記録個人番号カード(マイナ免許証)の運用が開始されますが、マイナ免許証のみ保有している場合、マイナ免許証はカード券面に運転免許証の情報が表示されないことから、現地官憲で無免許であるとされる可能性があります。

つきましては、海外で運転等される場合(具体的なケースは、例えば以下のとおり。)には、従来の日本の運転免許証を取得し、渡航先の国・地域に持参するようにしてください。

- (1) 日本の運転免許証に翻訳文を添付して海外で運転する場合(一部の国・地域では、日本の運転免許証に翻訳文を添付することで自動車を運転することができます。)
- (2) 国外運転免許証により海外で運転する場合(一部の国・地域では、国外運転免許証の他に、日本の運転免許証を提示することが求められます。)
- (3) 日本の運転免許証から渡航先の国・地域の運転免許証に切り替える場合(マイナ免許証は、切替元となる日本の有効な運転免許証とみなされない可能性があります。)

2 ポーランドの運転免許証への切替

当地に長期滞在する方が日本の運転免許証からポーランドの運転免許証に切り替える際には運転免許証をポーランド当局に一定期間預ける必要がありますので、マイナ免許証ではなく従来どおりの日本の運転免許証を持参した上で、切替手続きを行っていただくよう強くお勧めします。

(観光、商用等で90日以内の予定で入国される方は免許証切替の対象となりません。)

https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/j_menkyo.kirikae.html

3 本件については、下記外務省ウェブサイトにも掲載しています。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html>